

宇久高校いじめ防止基本方針

令和4年5月

1 目指す子ども像

豊かな情操や道徳心を有し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うことができる。自己肯定感や有用感を感じ、安心して学校生活を送ることができる。

2 いじめ対策委員会 * ●は必要に応じて

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・進路指導主事・各学年主任・カウンセラー・養護教諭・当該学級担任

- スクールカウンセラー ●スクールソーシャルワーカー
- PTA ●学校評議員 等

3 PTA及び関係機関との連携

保護者には本校の「いじめ防止基本方針」を周知（年度初め）する。
保護者との定期的な面談及びアンケート（年3回）をとおして情報収集に努める。
外部機関は必要に応じて連携する。

- ・出身中学校
- ・警察署
- ・民生委員
- ・長崎こども・女性・障がい者支援センター など

4 いじめの防止について

本校では月1回の道徳教育をはじめ小中高一貫教育における異校種の児童生徒との関りにより他者を認める姿勢を育み、自分の存在に気づく教育を行っている。

〈教職員の取組〉

- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校学級づくり実践資料集」の活用
- 道徳教育（月1回）
- さわやか挨拶運動（年3回）
- カウンセラー便り（年3回）
- 人権教育（年1回）
- 長崎っ子の心を見つめる教育週間（6月上旬）
- いじめ調査アンケートの企画と集約

〈生徒の取組〉

- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の活用
- 自己有用感の高まる生徒会活動及び学校行事
- 生徒が自主的に取り組む「発展的な生徒総会」
- いじめ調査アンケートの記入

〈保護者の取組〉

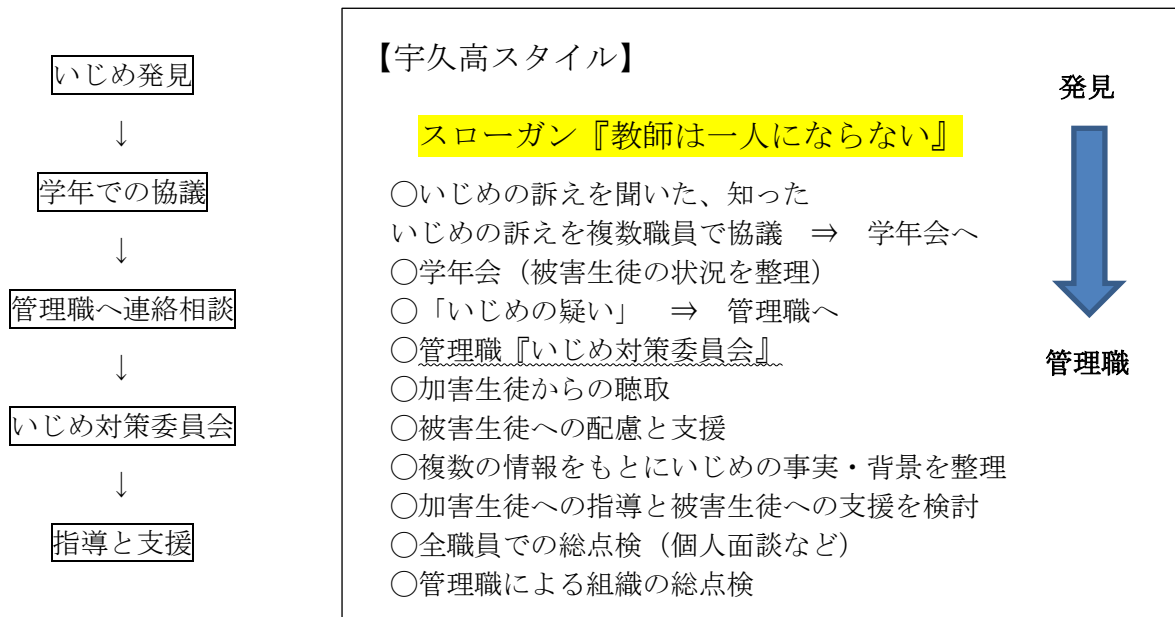
- PTA総会における「いじめ防止基本方針」の協議
- 担任との面談及び学年PTAにおける協議
- 学校評価アンケートによる評価

5 いじめの早期発見について

日頃の生徒観察において生徒のサインを見逃さない教職員側の資質向上に努め、生徒のサインを見取った場合の情報共有及び早期（いじめの疑い）における素早い対応を全職員でとることを最大の目標としている。また、定期的にアンケート調査や個人面談を実施し生徒の心理を早期でつかむ方策にしている。

6 いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒の安全を第一に考え、教育的な配慮と加害生徒からの聞き取りを実施する。



〈教職員の取組〉

- 被害生徒の安全確保
- 加害生徒への指導及び支援
- 情報の共有（保護者への説明）
- 生徒への働きかけ（二度といじめを起こさないために）
- 継続指導（解決までの3か月間）

〈生徒の取組〉

- 二度といじめを起こさないための主体的意識の醸成

〈保護者の取組〉

- 学校側からの事実及び確認
- 保護者としての指導
- 学校側との継続的な情報交換

7 職員研修について

本校生徒指導部は下記の研修を計画的に実施する。

- いじめの定義に関する研修
- いじめの事例集（対応策）